

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案） に対するご意見を募集します

特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第 28 条に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

堺市では、平成 26 年 10 月から順次、各個人番号利用事務等に係る評価を実施し、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）を作成しています。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）」において地方公共団体は、標準化対象事務については標準準拠システムの利用が義務付けられました。さらに、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組として、基幹業務システムを利用する地方公共団体は、令和 7 年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することが目標とされました。

この度、基幹業務システムである国民年金システム、国民健康保険システム及び後期高齢者医療システムをガバメントクラウドに移行することに伴い、評価書にガバメントクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等を加筆し、評価書（案）をとりまとめました。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき、同案に対するご意見を募集します。

1 募集期間

令和 6 年 7 月 2 日（火）～令和 6 年 8 月 1 日（木）

※郵送の場合は令和 6 年 8 月 1 日（木）消印有効

2 意見の提出方法

募集期間中に次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

（国民健康保険事務に関すること）

○郵 送：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市 国民健康保険課あて

○窓口持参：堺市 国民健康保険課（堺市役所本館 7 階）

○ファックス：072-222-1452

○電子メール：kokuho@city.sakai.lg.jp

○本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォーム（電子申請システム）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/006885bd-7eb2-428b-b5bb-da6900deb1f1/start>

(国民年金事務、後期高齢者医療事務に関すること)

- 郵 送：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市 医療年金課あて
- 窓口持参：堺市 医療年金課（堺市役所本館 7 階）
- ファックス：072-222-1452
- 電子メール：inen@city.sakai.lg.jp
- 本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォーム（電子申請システム）

(国民年金事務に関すること)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/383c8076-5ba0-403a-88b6-0010aa671c08/start>

(後期高齢者医療に関すること)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/851c7789-92a5-4bc7-b89c-a53dda117893/start>

3 内容

- 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）【概要版】
- 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
- 国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）【概要版】
- 国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
- 後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）【概要版】
- 後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

4 閲覧・配布場所

令和 6 年 7 月 2 日（火）から、市政情報センター（市役所高層館 3 階）、各区役所市政情報コーナー、堺市立各図書館、各担当課で閲覧及び無料配布します。また、堺市ホームページでも閲覧できます。

5 その他

- 提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で令和 6 年 9 月下旬（予定）に公表します。
 - ・ご意見を提出された方の個人情報は公表しません。
 - ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はしません。
 - ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。
 - ・単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできません。
 - ・提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

| | |
|--|---|
| | (国民健康保険事務に関すること) 担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 電 話：072-228-7522 ファックス：072-222-1452 |
| | (国民年金事務、後期高齢者医療事務に関すること) 担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 電 話：072-228-7375 ファックス：072-222-1452 |

国民健康保険に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下「番号法」という。）第二十八条の規定に基づき、特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施することが定められています。
- ・また、同条後段において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、重要な変更が発生する場合には、重要な変更を加える前に評価の再評価を実施することとされています。
- ・令和3年度に公表された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において地方公共団体は、標準化対象事務については標準準拠システムの利用が義務付けられました。さらに、令和5年9月8日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組みとして、基幹業務システムを利用する地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することが目標とされました。
- ・この度、基幹業務システムである国民健康保険システムをガバメントクラウドに移行することに伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）にガバメントクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等を加筆し、評価の再評価を実施します。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本件はこれに該当します。）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・国民健康保険システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求、当該システムのクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策等について記載します。

4 評価実施後の再評価等

- ・今後、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、また5年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。

国民年金に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下「番号法」という。）第二十八条の規定に基づき、特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施することが定められています。
- ・また、同条後段において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、重要な変更が発生する場合には、重要な変更を加える前に評価の再評価を実施することとされています。
- ・令和3年度に公表された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において地方公共団体は、標準化対象事務については標準準拠システムの利用が義務付けされました。さらに、令和5年9月8日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組みとして、基幹業務システムを利用する地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することが目標とされました。
- ・この度、基幹業務システムである国民年金システムをガバメントクラウドに移行することに伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）にガバメントクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等を加筆し、評価の再評価を実施します。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本件はこれに該当します。）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・国民年金システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求、当該システムのクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策等について記載します。

4 評価実施後の再評価等

- ・今後、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、また5年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。

後期高齢者医療に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下「番号法」という。）第二十八条の規定に基づき、特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）を実施することが定められています。
- ・また、同条後段において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、重要な変更が発生する場合には、重要な変更を加える前に評価の再評価を実施することとされています。
- ・令和3年度に公表された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において地方公共団体は、標準化対象事務については標準準拠システムの利用が義務付けられました。さらに、令和5年9月8日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組みとして、基幹業務システムを利用する地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することが目標とされました。
- ・この度、基幹業務システムである後期高齢者医療システムをガバメントクラウドに移行することに伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下、「評価書」という。）にガバメントクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策等を加筆し、評価の再評価を実施します。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本件はこれに該当します。）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・後期高齢者医療システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求、当該システムのクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策等について記載します。

4 評価実施後の再評価等

- ・今後、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、また5年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。